

2025年（令和7年）11月4日

福岡拘置所長 殿

福岡県弁護士会

会長 上田英友

同人権擁護委員会

委員長 吉田純二

勧告書

当会は、弁護士法に規定された弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現を期するために人権擁護委員会を設け、人権侵犯救済申立てを受けられた案件について調査を行い、事案に応じて適宜の措置をとることとしております。

このたび、●氏（以下「申立人」といいます。）の申立てにかかる案件について、人権擁護委員会で調査・検討を重ねた結果、貴所に対して下記のとおり勧告をすべきものとの結論に達し、当会の議決機関である常議員会においてこれを承認しました。

本勧告をすることとした理由は、別紙「勧告の理由」記載のとおりです。

記

申立人の、教誨師に対する、聖書、ロザリオ及びその他書籍等、教誨に関連する物品の宅下げを許可されるよう勧告する。

以上

別紙

勧告の理由

第1 人権救済申立の概要

申立人は、相手方より、①2020(令和2)年2月27日、保管私物の教誨師への交付申請を不許可とされ、②同年3月23日、保管私物教誨師への交付申請を不許可とされ、③同日、領置金の教誨師への交付申請も不許可とされ、④同年4月14日、領置金の教誨師への交付申請を不許可とされた。

相手方によるこれらの不許可は人権侵害であるから、救済を申し立てる。

第2 認定事実

1 当事者

申立人は、福岡拘置所に収容されている死刑確定者であり、相手方は、福岡拘置所の長である。

2 不許可処分

申立人の申立ては上記第1のとおりであるが、具体的には以下のとおりであったと認められる。

(1) 2020(令和2)年2月27日の不許可処分

2020(令和2)年2月26日、申立人が、下記保管私物計5点について、教誨師である●牧師(以下「●教誨師」という。)への窓口宅下願いを申請したところ、相手方は、同月27日、これを不許可とした(以下「本件不許可処分1」という。)

記

【書籍】

- ①「破獄」、②「教誨師」、③「人間の本性」、④「死刑でいいです」
- ⑤「私が出会った殺人者たち」

(2) 2020(令和2)年3月23日の不許可処分(書籍・物品)

2020(令和2)年3月19日、申立人が、下記保管私物計14点について、●教誨師への窓口宅下願いを申請したところ、相手方は、同月23日、これを不許可とした(以下「本件不許可処分2」という。)

記

【書籍】

- ①「聖書」、②「新約聖書」、③「広辞苑」、④「判例六法」、⑤「標準

法医学・医事法」、⑥「再審」、⑦「続・再審」、⑧「冤罪と裁判」、⑨「死刑の基準」、⑩「裁かれた命」、⑪「永山則夫」、⑫「杉原千畝」、⑬「最終獄中通信」

【物品】

ロザリオ（宮崎刑務所に勾留されていた頃、当時の担当教誨師から差し入れられたものであり、木と糸と玉で作られたシンプルなもの）

(3) 2020（令和2）年3月23日の不許可処分（領置金12万円）

2020（令和2）年3月19日（上記(2)と同日）、申立人は領置金12万円についても、●教誨師への窓口宅下願いを申請したが、相手方は、同月23日、これを不許可とした（以下「本件不許可処分3」という。）。

(4) 2020（令和2）年4月14日の不許可処分

2020（令和2）年4月14日、申立人が、領置金100万円について、●教誨師への領置金郵送願いを申請したところ、相手方は、同日、これを不許可とした（以下「本件不許可処分4」という。）。

3 上記各不許可処分の理由

(1) 相手方の最初の回答

調査委員らは相手方に対し、2020（令和2）年6月11日、調査協力依頼書を送付し、本件各不許可処分の理由について照会した。相手方の同年8月7日付け「人権救済申立に関する調査協力依頼について（回答）」によれば、上記各不許可処分の理由は、下記のとおりであった。

記

「各交付申請を許すことにより、本人と教誨師との間で、本来の宗教教誨の範囲を超えた特別な人間関係が構築されることとなり、教誨師が本人からろう絡等され、当所の規律及び秩序を害する行為をするおそれがあると認められたため、法50条1号の規定に基づき、これらの交付申請を不許可とした。」

(2) 追加照会に対する回答

上記の回答に関し、調査委員らは相手方に対し、2021（令和3）年7月5日付けで「本来の宗教教誨の範囲を超えた特別な人間関係」とはどのような人間関係か、「教誨師が本人からろう絡等され、当所の規律及び秩序を害する行為をするおそれ」とは具体的にどのようなおそれかという趣旨の照会事項を含む追加照会を行った。

これに対し、相手方は、令和3年12月8日付け「人権救済申立に関する調査協力依頼について（回答）」において、下記のとおり回答した。

記

「令和2年8月7日付け『人権救済申立に関する調査協力依頼について(回答)』で回答を差し上げたとおりです。

なお、補足的に御説明を差し上げますが、本来、教誨とは、被収容者の宗教的欲求を充足させることを目的として教誨師会から宗教教誨師の派遣を受けて、その機会を付与しているものであり、教誨師会においても、本件のような宗教教誨とは関係のない場における教誨師との金品の授受等については、その活動範囲を超えているものであるとの認識であることを基本とし、関係法令等に基づき、個別に判断しております。」

4 申立人が上記各申請行為を行った理由

申立人の供述により、申立人が上記各申請行為を行った理由は、以下のとおりと認められる。

(1) 聖書・ロザリオの宅下げ申請

聖書及びロザリオは、キリスト教信者となった申立人の心の拠り所である。死刑が執行されると、これらは自弁物品として廃棄される可能性がある。それを避けるため、執行される前に自身が信頼する牧師である●教誨師にこれらを託したいと思い、宅下げ申請を行った。

(2) 「死刑の基準」、「裁かれた命」、「永山則夫」及び「最終獄中通信」の宅下げ申請

●教誨師は、申立人に対し、常々、死刑確定者であろうとも立ち直って生きよ、と説いてきた。「死刑の基準」及び「永山則夫」は、永山則夫元死刑確定者に関する書籍、「裁かれた命」は長谷川武元死刑確定者に関する書籍、「最終獄中通信」は大道寺将司元死刑確定者に関する書籍であるが、これらには、いずれも立ち直って生きた死刑確定者の姿が描かれている。これらを●教誨師に読んでもらい、情報共有することで、今後の教誨をより有意義なものとすることができると考え、宅下げ申請を行った。

(3) 「広辞苑」、「判例六法」、「標準法医学・医事法」、「再審」及び「続・再審」の宅下げ申請

申立人は、これまで●教誨師に対して、死刑となった自らの刑事裁判の判決について、その不当性を訴えてきた。上記各書籍には、申立人の主張を裏付ける記載や、申立人の主張がメモ書きされており、これらを●教誨師に見てもらえれば、その主張の正当性を理解してもらえると考え、宅下げ申請を行った。

(5) その他書籍の宅下げ申請

上記(1)ないし(3)に挙げたもの以外の書籍は、申立人が読んで感銘を受けたものである。これらを●教誨師に読んでもらい、申立人の心情を深く理解してもらうことで、今後の教誨をより有意義なものとする可以考虑、宅下げ申請を行った。

(6) 領置金の宅下げ申請

申立人は、死刑執行後、●教誨師の教会で葬儀をしてもらいたいと考えており、そのことは●教誨師にも伝えていた。葬儀費用その他諸々の費用として100万円程度はかかると考え、まず2020（令和2）年3月19日に、その内金として12万円を宅下げ申請を行ったが、不許可となったので、同年4月14日、改めて100万円について郵送願いの申請を行った。

5 ●教誨師の経歴、申立人に対する教誨歴等

●教誨師の供述により、同人の経歴、申立人に対する教誨歴等は以下のとおりと認められる。

●教誨師は、1999（平成11）年、プロテスタントの牧師となり、ほぼ同時に教誨師となった。福岡拘置所には20年弱、教誨に通っている（2021年7月27日聴取当時。以下同様。）。なお、教誨は無償である。

「受刑者は早く出たいという思いから教誨を受けるケースもあるが、死刑確定者は常に執行を意識した生活を余儀なくされており、心安まることがない。少しでも心情の安定を提供するのが役目である。」との考えに基づき、教誨活動に当たっている。教誨を担当したことがある死刑確定者は申立人を含め3名。1名は死刑が執行され、2名は現在も継続中である。

申立人に対する教誨は10年以上続けている。原則として月に1回1時間、100回以上教誨を重ねている。

6 上記各申請行為に関する●教誨師の認識等

●教誨師の供述により、申立人の上記各申請行為に関する●教誨師の認識は、以下のとおりと認められる。

(1) 書籍・ロザリオの宅下げ申請についての認識

●教誨師は、書籍及びロザリオの宅下げ申請について、具体的には認識していなかった。

ただし、書籍に関しては、聖書は当然のこと、「教誨師」、「永山則夫」及び「杉原千畝」等も教誨時に話題に上ったことはあり、申立人が●教誨師に対し、「読んでほしい」「共有したい」と述べたことがあった。

これに対しては、●教誨師も「読んでみたいですね」と応じていた。仮に今回宅下げが許可されていれば、これらを読み、今後の教誨に生かすことを考えたと思う、とのことであった。

(2) 領置金の宅下げ等申請についての認識

●教誨師は、領置金の宅下げ申請については、全く認識していなかった。

ただし、申立人が教会での葬儀を望んでいたことは承知しており、それに対しては、「私が責任をもって行う」と話していた。

なお、教会で葬儀を行う場合にかかる費用は、高くても20万円程度である。

第3 判断

1 被侵害権利

(1) 前提事実

本件で制限されたのは、死刑確定者の、10年以上にわたり教誨を受けている教誨師に対する、保管私物の宅下げ並びに領置金の宅下げ及び郵送である。

(2) 聖書・ロザリオの宅下げに関して

聖書・ロザリオの宅下げは、上記第4. 4(1)記載のとおり、キリスト教信者となった申立人の心の拠り所である。これらを、自身の死刑執行後廃棄されることを避ける目的で、信奉する教誨師（自身が信仰する宗派の牧師）に託そうとする行為は、思想良心や信仰心の表出そのものというべきであり、憲法19条、20条1項、21条及び13条による保障が及ぶものと解される。

また、所有物の管理・処分という側面があることからすれば、憲法29条の保障も及ぶものと解される。

(3) 聖書以外の書籍の宅下げに関して

聖書以外の書籍は、宗教的意味のある物品とはいえ、その宅下げに憲法20条1項の保障が及ぶものとまではいえない。しかしながら、その宅下げは、他者に対する情報や意思の伝達を目的とした行為ではあるから、憲法19条、21条、13条及び29条の保障は及ぶものと解される。

2 人権侵害の違法性

(1) 人権に対する制限の許容性

ア 制限根拠

人権保障の及ぶ行為であっても、内心に留まるものでない限り絶対無

制約ではなく、公共の福祉による制限には服する。

この点に関し、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律50条（以下、同法は単に「法」という。）は、保管私物・領置金の宅下げに関して、下記のとおり規定している。

記

「刑事施設の長は、被収容者が、保管私物又は領置されている金品（第三百三十三条（第三百三十六条、第三百三十八条、第三百四十一条、第三百四十二条及び第三百四十四条において準用する場合を含む。）に規定する文書図画に該当するものを除く。）について、他の者（当該刑事施設に収容されている者を除く。）への交付（信書の発信に該当するものを除く。）を申請した場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを許すものとする。

- 一 交付（その相手方が親族であるものを除く。次号において同じ。）により、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。
- 二 被収容者が受刑者である場合において、交付により、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。
- 三 被収容者が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところにより交付が許されない物品であるとき。」

法50条を死刑確定者との関係に限定して要約すると、原則として「交付…により刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき」に限り、他の者への財産の交付が制限されうる旨の規律といえることができる。

イ 聖書、ロザリオ及びその他書籍の宅下げに関して

聖書及びロザリオの宅下げ行為には、上記のとおり、憲法19条、20条1項、21条、13条及び29条の保障が及ぶものと解されるから、被侵害権利は極めて重大である。

その他書籍の宅下げ行為には、上記のとおり、憲法20条1項の保障は及ばないものの、同19条、21条、13条及び29条の保障は及ぶものと解されるから、被侵害権利はなお極めて重大である。

ところで、処遇法上、「死刑確定者の処遇に当たっては、その者が心情の安定を得られるようにすることに留意するものとする」（同法32条）と規定されている。これは、死刑確定者が「来るべき死を待つという特殊な状況にあり、極めて大きな精神的苦悩と動揺のうちにあるであろうことから、このことを踏まえた処遇の原則として」規定されたも

のと説明される（林眞琴、北村篤、名取俊也『逐条解説刑事収容施設法第3版』有斐閣、2017年、98頁）。

本件のような、信奉する教誨師に内心を発露する行為は、それ自体当該死刑確定者の心情の安定に直結するものと解され、その制限には、より慎重さが求められる。

以上を踏まえると、これらの物品の「交付…により刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき」とは、単に刑事施設の秩序の維持のために必要であるという程度では足りず、過去に現実的に刑事施設の規律秩序を害する結果が生じたことがあるなど、そうした結果が生ずる高度の蓋然性が認められる場合や、予想される刑事施設の規律秩序を害する結果が重大なものである場合に限定されると解するのが相当である（同573頁参照）。

(2) 本件へのあてはめ

ア 刑事施設長の判断

相手方は、上記第4.3(1)記載のとおり、本件各不許可処分理由について、「各交付申請を許すことにより、本人と教誨師との間で、本来の宗教教誨の範囲を超えた特別な人間関係が構築されることとなり、教誨師が本人からろう絡等され、当所の規律及び秩序を害する行為をするおそれがあると認められた」と回答した。

イ 聖書、ロザリオその他書籍の宅下げに関して

ろう絡（籠絡）とは、「巧みに言いくるめて人を自由にあやつること。まるめこむこと。」と定義されている（広辞苑第7版（岩波書店））。

まず、死刑確定者が死刑執行に備えて心の拠り所である聖書及びロザリオを牧師に宅下げすることは、信者と牧師との関係に基づく自然な行為であり、これによって、「本人と教誨師との間で、本来の宗教教誨の範囲を超えた特別な人間関係が構築される」とは考えがたい。

また、その他の書籍の宅下げも、教誨と無関係ではない情報や意思の伝達行為であるから、これによって「本人と教誨師との間で、本来の宗教教誨の範囲を超えた特別な人間関係が構築される」とは考えがたい。

よって、これらの行為によって、教誨師がろう絡される可能性は極めて乏しいというべきである。

そのことに加え、相手方の説明によっても、過去に教誨師に対して本件のような物品の宅下げを許したことにより、現実的に刑事施設の規律秩序を害する結果が生じたことがあるなど、そうした結果が生ずる高度の

蓋然性が認められる場合や、予想される刑事施設の規律秩序を害する結果が重大なものである場合に該当すると認めるに足りる事情は存在しない。

したがって、本件聖書、ロザリオその他書籍の宅下げを許すことにより、「刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがある」とはいえないから、本件不許可処分1及び2は、違法な人権侵害といえる。

第4 結論

以上のとおり、本件不許可処分1及び同2（書籍・物品）は、申立人の人権を違法に侵害したものと判断できるから、福岡拘置所に対し、申立人の、教誨師に対する、聖書、ロザリオ及びその他書籍等、教誨に関連する物品の宅下げを許可されるよう勧告することが相当である。

以上